

秋田市告示第203号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定し、廃止し、および休止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年7月4日

秋田市長 沼谷 純

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
秋田おろし町歯科医院	秋田市茨島四丁目6番11号	令和7年6月1日

2 廃止

事業所名称	廃止年月日
たかはしこどもクリニック	令和7年5月30日
なかいちキッズワールドデ ンタルクリニック	令和7年3月31日
中通六丁目薬局	令和7年5月10日
安保薬局	令和7年4月30日
佐野薬局赤沼店	令和7年5月31日

佐野薬局桜三丁目店	令和7年5月15日
アイランド薬局広面店	令和7年5月31日

3 休止

事業所名称	休止年月日
ながぬま内科	令和7年6月1日